

医政メモ



診療所、病院の税制改正の動き

Q：日医の平成23年度税制改正要望って何？

A：平成22年10月、日医は4病院団体協議会と連名で、政府に対し23年度税制改正要望をしました。その内容ですが、消費税における社会診療報酬等の診療報酬の非課税制度の見直し、即ち、社会診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入れ税額控除が可能な課税制度に改め、且つ、患者さんの負担を増やさない制度に改善すること。簡単に言えば、医療機関の仕入れに係わる消費税額を消費者に転嫁できないため、医療機関の損になっている点の解消です。消費税は本来、最終消費者が負担すべきものです。消費税導入の際、社会診療報酬に関しては、消費税課税対象になじまないということで、非課税措置になっています。社会診療報酬の平成元年、平成9年の2回にわたって、消費税分として合計153%アップしたことで、その分を補填した事にはなっていますが、充分には補填されず、尚且つ、その後の診療報酬改定の際の引き下げで、補填された分は雲散霧消しています。日医、4病協として要望していることは、医療機関は、診療報酬を消費税課税対象とし、一旦課税業者となる事です。消費税は患者さんに転嫁されますが、それに関しては0税率、軽減税率にすべきと主張しています。消費税の問題に関しては、診療所は、大半が1000万円以下の消費税免税業者ですし、病院は課税対象業者ですので、消費税の償却方法が異なりますが、どちらも、消費税損税の問題を抱えています。解決法としてはいい案ですが、患者さんの負担増は避けなければなりません。次は、医療機関に対する事業税の特例措置の存続です。これは、事業所、ここでは診療所、病院ですが法人税、所得税を国から徴収されています。地方税では事業税があります。現段階では、政策上、医療機関

の社会診療報酬は非課税、医療法人の自由診療に対しては、軽減税率が適応されています。これは、医療機関の非営利性を考慮しての結果ですし、学校健診、予防接種等、地域社会に貢献していること等から認められたものです。医療機関以外では、宗教法人、学校法人、商工会議所、弁護士会等の法人が事業税を免除されています。事業税は、総所得、または外形標準課税、簡潔に言えば規模によって課税されます。税率は2%台から、5%台が多いようですが、医療機関の診療報酬が事業税対象になれば、甚大な影響を受けると思います。現在の診療所・中小病院の経営状態から考えますと、赤字のため、廃院を余儀なくされる医療機関も出てくると思います。救急医療、小児、周産期医療を担っている中小病院、地域診療所を守るためにも、絶対阻止しなければなりません。

Q：上記の2項目以外にはありますか？

A：社団医療法人の出資評価の見直しに關し、事業継承の円滑化と、医業の継続存続が図られる様に要望しています。これは、事業継承の際の課税問題です。事業継承にあたって相続税が発生しますが、これが一般の営利企業より高額になる点です。医業は配当が禁止されていますから、その点を考慮し、円滑に継承するため軽減課税を求めています。次に、医療法人の持分のある医療法人が、相続発生後、5年以内に持分のない医療法人に移行する場合の相続税猶予の要望をしています。これは、第5次医療法改正で、医療法人は持分なしが基本とされました。改正法の趣旨に従って、持分なしの医療法人に移行しようとしても、持分を放棄する際、従来の医療機関に課税されてしまう事です。課税されないために申請すればいいのですが、その要件

が厳しく時間を要すようです。その間に相続が発生し高額な相続税が生じてしまう可能性が出てきます。そのため、移行を円滑にするためにも相続税の猶予を求め、更に持分なしの医療法人に移行する場合は、猶予した相続税の免除を要望しています。又、中小企業の事業継承における取引相場のない株式等に係わる贈与税、相続税の相続猶予制度の対象を、持分のある医療法人にも適応してもらいたいと要望しています。それ以外に、寄付金税制の整備、具体的には、特定医療法人、社会医療法人、その他公益性のある医療法人を、特定公益増進法人の範囲に含めて、同様の寄付金損金算入、寄付金控除を要望しています。又、社会医療法人認定取り消し時、従前の剰余金が直ちに課税対象にならない様に、必要な措置をしていただきたい。又、社

会医療法人の付帯業務に対する法人税非課税、病院・診療所用建物等の耐用年数の短縮を要望しています。

税制改正が議論されていますが、日医と、4病協の政府に対する要望をまとめました。この中で特に、消費税損税（控除対象外消費税問題）、事業税の問題は医療機関にとって死活問題です。先般、開催されました札幌代議員会で、代議員質問にあったように、兵庫県民間病院協会の4法人が、消費税損税問題で去年の9月、国を相手取って、過去3年間の損失額の一部として、各々、1000万円の損害賠償を求めて裁判を起こしています。札幌市医師会も、日医、4病協と協力し、今後の税制改正に際し、関係機関、政治家等に働きかけを行っていかねばなりません。

（前政策部長 宮崎 誠一）